

公費負担を受けるために必要な諸手続

(1) 契約締結と契約届出

公費負担の適用をうけようとする候補者は、当該契約に係る業務を生業として行う業者等と有償契約を締結し、その旨を新富町選挙管理委員会に届出する必要があります。

- ① 届出期日 契約が立候補届出の前の場合・・・立候補届出の時
契約が立候補届出の後の場合・・・契約締結後直ちに
- ② 添付書類 各業者等との契約書の写し

注意…「選挙運動用自動車の使用」において、「個別契約」の場合については、「自動車の借入」、「燃料の供給」、「運転手の雇用」それぞれ個別の契約書の写しが必要です。

(2) 確認申請

次の契約については、公費負担の適用を受けようとする場合は、確認申請が必要です。

- 選挙運動用自動車の燃料供給…金額が制限範囲内であることの確認
- 選挙運動用ビラの作成……………作成限度枚数の確認
- 選挙運動用ポスターの作成……………作成限度枚数の確認

① 確認申請書の提出

- ・「確認申請書」を契約の相手ごとに作成し、新富町選挙管理委員会に候補者又はその代理人が直接ご持参ください。
- ・確認申請書には、すでに確認を受けた金額（枚数）を記載する必要上、申請書の写し又は控えを保管してください。

② 確認書の受領・提出

- ・申請に基づき新富町選挙管理委員会から確認書を交付します。
- ・確認書は、業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要がありますので、交付を受けた確認書は直ちに契約業者に提出してください。

(3) 使用（作成）証明書の提出

業者等と有償契約を締結し、その旨を新富町選挙管理委員会に届出した候補者は、業者ごとに「使用（作成）証明書」を作成し、契約業者等に提出（1部）しなければなりません。

なお、この「使用（作成）証明書」は、業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

(4) 費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、新富町選挙管理委員会が業者等に直接支払います。ただし、当該候補者が供託物を没収される場合は、公費負担の請求はできません。

① 請求する際に必要な提出書類

区分		必要書類
選挙運動用自動車の使用	ハイヤー契約	① 請求書【様式第13号】 ② 請求内訳書【別紙 その1】 ③ 選挙運動用自動車使用証明書【様式第10号の1】
	自動車借入	① 請求書【様式第13号】 ② 請求内訳書【別紙 その2の1】 ③ 選挙運動用自動車使用証明書【様式第10号の1】
	個別契約 燃料供給	① 請求書【様式第13号】 ※給油伝票添付（給油日、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額のわかるもの） ② 請求内訳書【別紙 その2の2】 ③ 選挙運動用自動車使用証明書【様式第10号の2】 ④ 選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第7号】
	運転手雇用	① 請求書【様式第13号】 ② 請求内訳書【別紙 その2の3】 ③ 選挙運動用自動車使用証明書【様式第10号の3】
選挙運動用ビラの作成		① 請求書【様式第14号】 ② 請求内訳書【別紙】 ③ 選挙運動用ビラ作成証明書【様式第11号】 ④ 選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第8号】
選挙運動用ポスターの作成		① 請求書【様式第15号】 ② 請求内訳書【別紙】 ③ 選挙運動用ポスター作成証明書【様式第12号】 ④ 選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第9号】

対象となる候補者

選挙運動費用の公費負担制度については、町が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

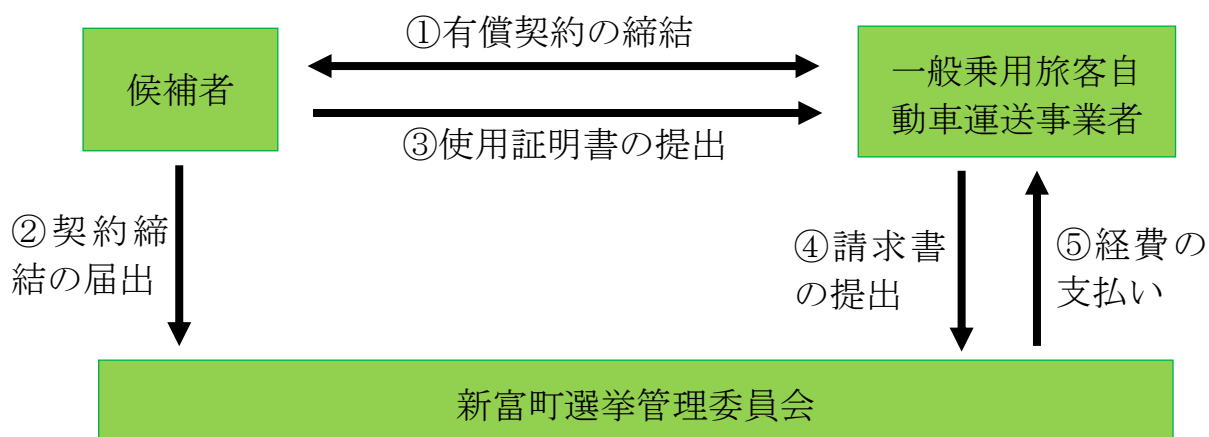
供託物を没収される候補者については、すべて自己負担となります。

無投票となった場合の取扱い

・選挙運動用自動車の使用は、告示日1日分の使用に係る金額が公費負担の対象となります

・選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスターの作成については、投票の有無にかかわらず限度額の範囲内の作成費が公費負担の対象となります。

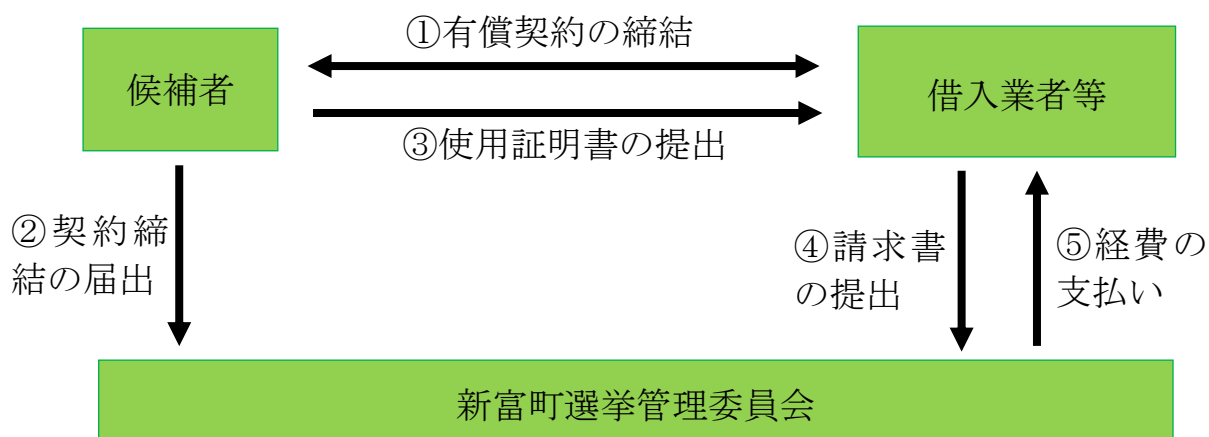
選挙運動用自動車の使用（ハイヤー契約）に係る請求フロー



順序	手続き	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	選挙運動用自動車使用契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者→町選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】	①の契約 書写し
③	使用証明書の提出 (候補者→運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号の1】	
④	請求書の提出 (運送事業者→町選管)	・請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第13号】 ・請求内訳書【別紙その1】	③の使用 証明書
⑤	経費の支払い (町長→運送事業者)		

注) 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は④の請求書提出(町長への請求)をすることはできません。

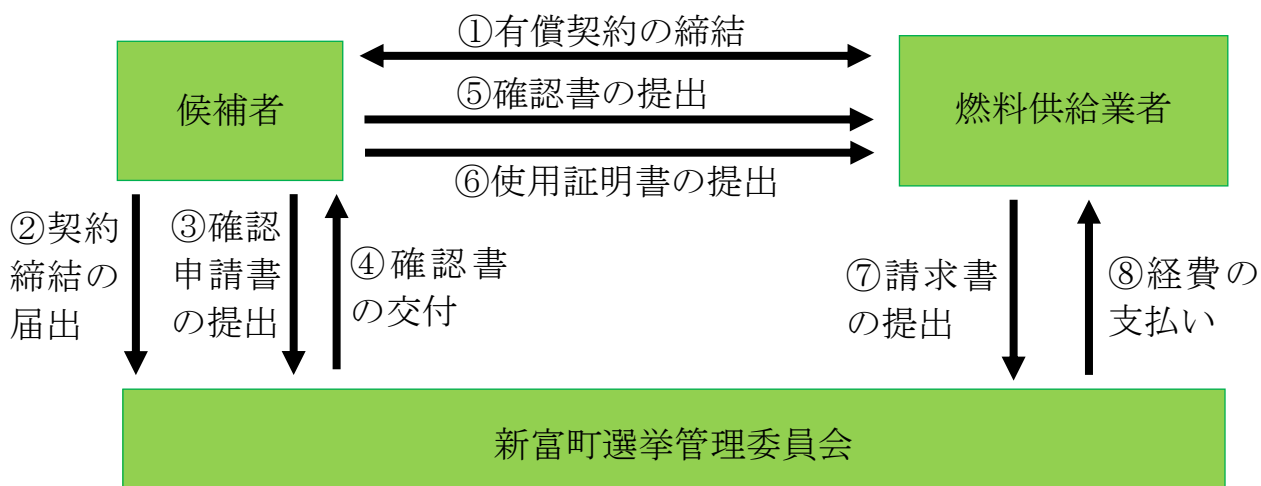
選挙運動用自動車の使用(個別契約:自動車借入)に係る請求フロー



順序	手続き	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	選挙運動用自動車賃貸借契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者→町選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】	①の契約 書写し
③	使用証明書の提出 (候補者→借入業者等)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号の1】	
④	請求書の提出 (借入業者等→町選管)	・請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第13号】 ・請求内訳書【別紙その2の1】	③の使用 証明書
⑤	経費の支払い (町長→借入業者等)		

注) 供託物が没収される候補者の経費については、借入業者等は④の請求書提出(町長への請求)をすることはできません。

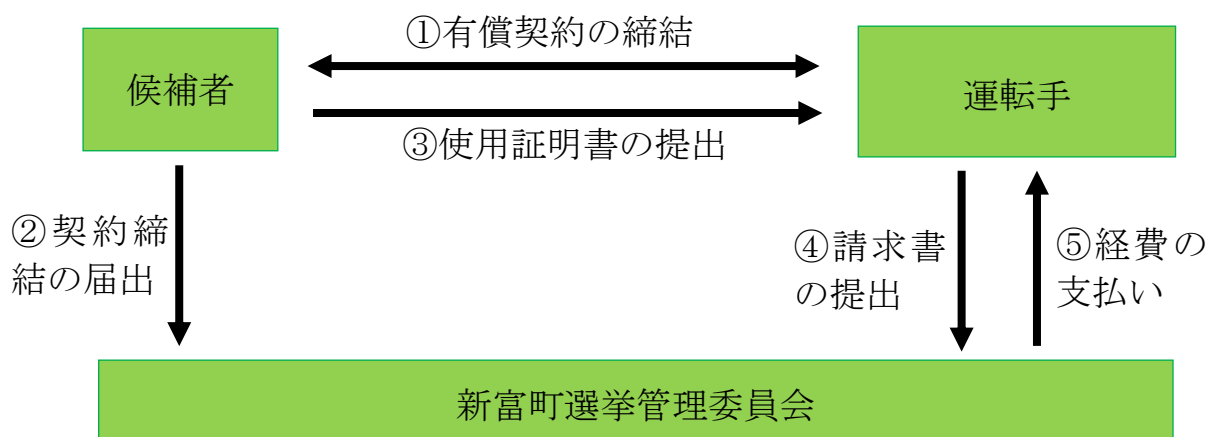
選挙運動用自動車の使用(個別契約:燃料供給)に係る請求フロー



順序	手続き	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車燃料供給契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者→町選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書【様式第1号】	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者→町選管)	選挙運動用自動車燃料代確認申請書【様式第4号】	
④	確認書の交付 (町選管→候補者)	選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第7号】	
⑤	確認書の提出 (候補者→燃料供給業者)		④の確認書
⑥	使用証明書の提出 (候補者→燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 【様式第10号の2】	給油伝票の写し
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者→町選管)	<ul style="list-style-type: none"> 請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第13号】 請求内訳書【別紙その2の2】 	<ul style="list-style-type: none"> ④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し
⑧	経費の支払い (町長→燃料供給業者)		

注) 供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給業者は⑦の請求書提出(町長への請求)をすることはできません。

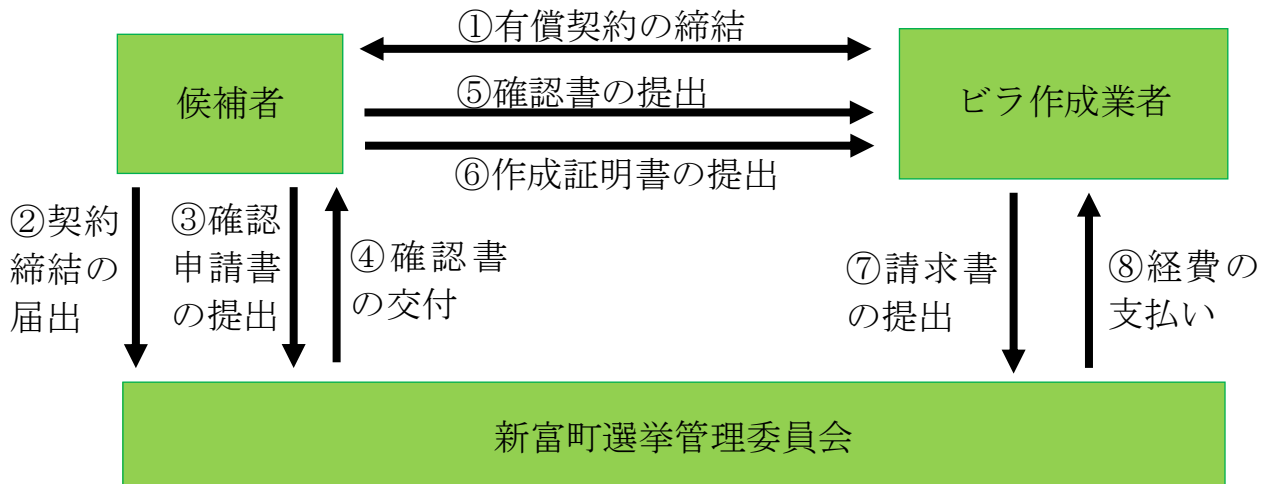
選挙運動用自動車の使用(個別契約:運転手雇用)に係る請求フロー



順序	手続き	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運転手)	選挙運動用自動車運転手雇用契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者→町選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書【様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の提出 (候補者→運転手)	選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【様式第10号の3】	
④	請求書の提出 (運転手→町選管)	・請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第13号】 ・請求内訳書【別紙その2の3】	③の使用証明書
⑤	経費の支払い (町長→運転手)		

注) 供託物が没収される候補者の経費については、運転手は④の請求書提出(町長への請求)をすることはできません。

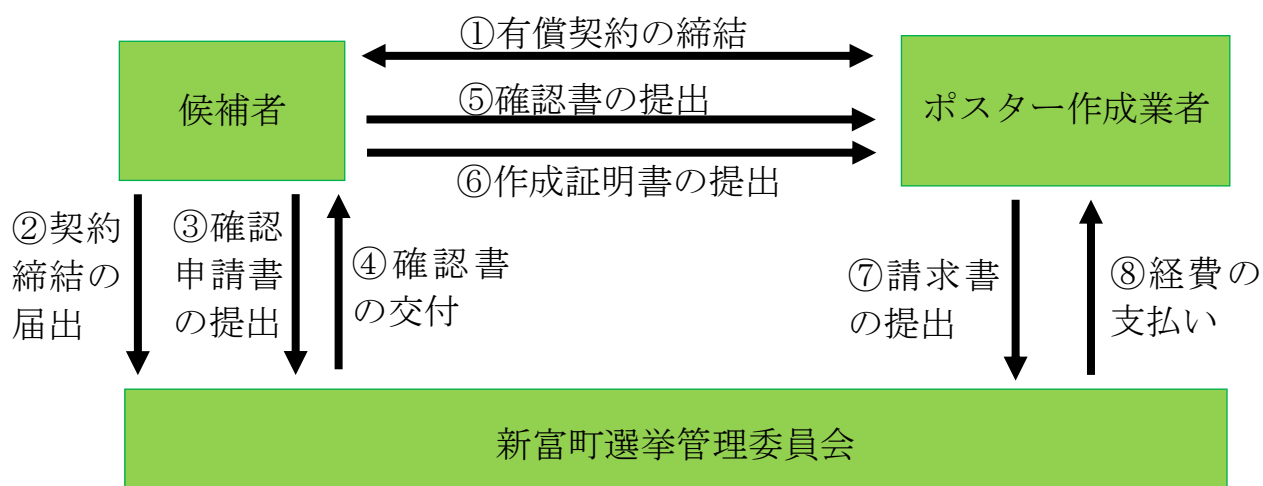
選挙運動用ビラの作成に係る請求フロー



順序	手続き	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者→町選管)	選挙運動用ビラ作成契約届出書【様式第2号】	・①の契約書写し ・仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者→町選管)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書【様式第5号】	
④	確認書の交付 (町選管→候補者)	選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第8号】	
⑤	確認書の提出 (候補者→ビラ作成業者)		④の確認書
⑥	作成証明書の提出 (候補者→ビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成証明書【様式第11号】	
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者→町選管)	・請求書(選挙運動用ビラの作成)【様式第14号】 ・請求内訳書【別紙】	・④の確認書 ・⑥の作成証明書
⑧	経費の支払い (町長→ビラ作成業者)		

注) 供託物が没収される候補者の経費については、ビラ作成業者は⑦の請求書提出(町長への請求)をすることはできません。

選挙運動用ポスターの作成に係る請求フロー



順序	手続き	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者→町選管)	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第3号】	・①の契約書写し ・仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者→町選管)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書【様式第6号】	
④	確認書の交付 (町選管→候補者)	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第9号】	
⑤	確認書の提出 (候補者→ポスター作成業者)		④の確認書
⑥	作成証明書の提出 (候補者→ポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成証明書【様式第12号】	
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者→町選管)	・請求書(選挙運動用ポスターの作成) 【様式第15号】 ・請求内訳書【別紙】	・④の確認書 ・⑥の作成証明書
⑧	経費の支払い (町長→ポスター作成業者)		

注) 供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成業者は⑦の請求書提出(町長への請求)をすることはできません。